

国民年金

付加保険料を納付しませんか



付加保険料とは

平成21年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で792,100円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料(平成21年度は14,660円)に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給されるしくみです。

厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は報酬によって保険料や給付額が増減しますが、自営業者やフリーで仕事をしている方など第1号被保険者の場合は、保険料と給付(老齢基礎年金)額が定額になっています。

将来の生活設計に合わせて上乗せの年金を考えている第1号被保険者の方のためには、付加年金のほかにも、公的な年金制度である国民年金基金、個人型確定拠出年金、農業者が加入できる農業者年金の制度があります。

これら上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1ヵ月400円です。付加保険料を納付できるのは、国民年金の第1号被保険者または任意加入被保険者の方です。

保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。一方、農業者年金の加入者の方は、必ず付加保険料を納付することになっています。

付加年金額は

付加年金額の計算は、次のとおりです。

年金額=200円×付加保険料納付月数(65歳から老齢基礎年金を受給する場合)

つまり、保険料月額400円に対して年金額は200円ですから、1年間付加保険料を納付した場合、65歳から年金を受けるとして、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができる計算になります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を65歳より前に繰り上げ受給または66歳より後に繰り下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の納付手続きについて、くわしくは最寄りの社会保険事務所にお問い合わせください。

また、国民年金基金の加入については、各都道府県に1ヵ所設立されている地域型国民年金基金か25の業種別に設立されている職能型国民年金基金にお問い合わせください。

仙北市の医療費(4月診療分)

●国 保

世帯数	5, 409戸
被保険者数	10, 221人
総医療費	18, 996万5千円
1人あたり医療費	18, 585円

●福祉医療

受給者	3, 280人
個人負担への助成額	1, 766万9千円
1人あたり助成額	5, 386円

●後期高齢者医療被保険者数

6月1日現在	5, 549人
--------	---------